

生駒商工会議所 入会のご案内

商工会議所は、地区内における商工業の総合的な発展を図り、兼ねて社会一般の福祉増進に資することを目的とする“特別認可法人”です。支援・指導などの基本業務に加え、商工業振興を目的に行政機関等への要望活動を行っています。

1 事業所の広告宣伝に協力いたします！

ご入会利点

会報誌への掲載(月1300部発行)

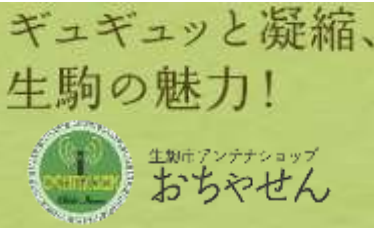
- ◆新規加入事業所として紹介！
- ◆地区ごとに紹介！（総会員事業所）
- ◆個別に紹介！（希望事業所）
- ◆催事出展や新商品など必要に応じて投稿できる面もご用意しています。



ホームページにてリンクもしています！

ザ・ビジネスモールの利用

- 全国の商工会議所が共同運営する「商取引支援」サイト。
- ◆簡単ホームページ作成！
 - ◆インターネット上で取引相手の募集・商談をすることができます。



生駒駅前会議所直営店舗へ出店！

- ◆「生駒市アンテナショップおちやせん」では会員事業所限定で商品を実際に販売しています。（一部制限あり）
- ◆新商品の試験販売などに、ぜひご利用ください！

いこまものづくりブース、
学研生駒・商工まつり、生駒まちゼミ、
いまこいりル、100円商店街
など随時出展・参加いただけます！

2 専門家による経営全般・金融相談が受けられます！

金融相談	◆小規模事業者を中心に事業者のニーズに合わせた公的融資制度の相談に応じています。 ◆マル経融資(小規模事業者経営改善資金) (株)日本政策金融公庫(国民生活事業)から貸し出されます。	無担保！無保証！低金利！
記帳指導	◆記帳の仕方から、確定申告に必要な記帳能力を身につけていただくための指導をしています。	
労働保険の事務	◆事業主に代わって労働保険料の申告納付や各種申請書類・提出など、労働保険に関する事務一切の代行をしています。	
証明書発行など	◆貿易関係証明(原産地証明)の発給業務を行っています。 ◆GS1事業者コード(POSシステムや在庫管理・受発注システムで広く利用されているコード)の申請受付	
専門家 個別相談指導	◆各種専門家による個別相談指導(法律相談・税務相談・経営相談など)を行っています。	

3 福利厚生 of 充実をお手伝いします！

各種共済制度・保険他	◆小規模企業共済制度(事業主のための退職金制度) 掛金金額が課税対象所得から控除できるなど、節税しながら退職後の資金を準備することができる共済制度 ◆各種共済・保険に、 団体扱いで格安に加入 できます。 ・経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)、 特定退職金共済 (従業員のための退職金制度)、 生命共済 (安い掛金で幅広い保障。福利厚生制度に活用でき、業務上・業務外を問わず24時間保障！) ・中小企業PL保険制度(生産物賠償責任保険。消費者生活用製品安全法にも対応しています。) ・業務災害補償プラン(就業中のケガや企業向け賠償補償)、 休業補償プラン (病気等で働けないときの所得補償)
健康診断の実施	◆会員企業を対象に事業主や従業員の健康管理の一助として割安で受診できる健康診断を実施
優良従業員表彰	◆優秀な従業員を表彰し、従業員の勤労意欲を高揚します。

団体 だから安い♪

4 情報収集の機会を提供します！

講演会の実施 経営の向上を支援	青年部 青年実業家の集まり (45歳以下)	女性部 女性経営者の集まり	新年交歓会 毎年1月初め実施の 名刺交歓会	会員間交流 ◆ボウリング大会(毎年9月頃) ◆生商会ゴルフ大会(年4回)
--------------------	-----------------------------	------------------	-----------------------------	--

～入会のお申込みは以下よりお願い致します～

少しでも興味をお持ちいただけましたら、お気軽にお問合せください。

会員資格	生駒市内に、営業所・事務所・工場・事業所を有する、事業活動を行っている商工業者の方		
	①商工業者 ②会社 ③協同組合 ④経済団体 ⑤医療法人 ⑥学校法人 ⑦その他		
年会費	●規程・業種を問わず、どなたでもご加入頂けます。		
	●生駒市域以外の方でも、特別会員として加入頂けます。		
連絡先	担当者	生駒商工会議所 (担当 総務運営課)	
	所在地	奈良県生駒市元町1-6-12 生駒セイセイビル6階	
	☎電話番号	0743-74-3515	
	📠ファックス	0743-74-9185	
	メールアドレス	info@ikomacci.or.jp	

《ご入会までの流れ》

- ①上記連絡先までご連絡ください。担当職員が「入会申込書」を持参の上、ご説明に伺います。
- ②年会費(後日振込可)を添えて、入会申込書を窓口までご提出ください(郵送可)。
- ③総務運営委員会で承認・入金確認後、ご入会となります。
- ④会報、ホームページ、ビジネスモールにて貴事業所情報を掲載いたしますので、ご確認ください。

《よくあるご質問》

○会員になると、どのような義務が発生しますか？

→普通会費(年会費)をご負担いただきます。また、役員・議員等の役職を担う方は、各会議への参加と普通会費に加えて特別会費のご負担をお願いしております。

○会費の請求時期と支払方法

→毎年5月ごろ請求書を発行いたします。納入は現金・振込いずれの方法も可能です。口座振替扱いにされる場合、毎年6月10日ごろに引き落とし致します。

○会費は経費に算入できますか？

→(法人税・所得税では)年会費・特定商工業者負担金について、全額損金または必要経費に算入できます。

○年度途中でも入会・退会できますか？

→可能です。10月以降の入会は会費を半年分と致しますが、退会される場合の払い戻しは致しかねます。

○更新手続きについて→特に連絡いただかない限り、自動更新させて頂きます。

○支店(営業所)でも加入できますか？一部署ではどうでしょうか。

→ご加入頂けます。加入は事業所単位となりますので、一部署でのご加入はできません。

○他の商工会議所に入会しています。生駒商工会議所の各種会員支援を受けることは可能ですか？

→当所の会員支援をご希望の場合は、別途ご入会をお願い致します。(他商工会議所と重複加入頂くことも可)

生駒商工会議所 行 (☎0743-74-9185)

平成 年 月 日

《入会を希望される事業所の情報》

事業所名			
所在地			
連絡先	電話		FAX
ご連絡者名			
備考			